

# 商工会ニュースやはば臨時号No.17

## 【コロナ支援策】 矢巾町家賃給付のお知らせ

矢巾町では、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化し、事業所に係る土地・建物の賃料等の負担が重くなっている中小企業者に対し、家賃に対する給付を行います。

### 【給付対象となる方】

- ①矢巾町内で、事業所または土地を借り受けて事業を営んでいる中小企業、小規模事業者、個人事業主
- ②給付金受給後も、矢巾町内で事業を継続する意思のある方
- ③令和3年8月～令和4年1月の間のいずれか一月の売上が前々年同月の売上と比べて30%以上減少している方  
※創業から2年が経過していないために売上額が前々年分と比較できない場合には、創業からいずれか一月の売上と比較することができます。  
※令和2年度に実施した家賃補助・家賃給付事業を申請した方も、要件を満たせば申請できます。

### 【給付金額】

令和3年8月～令和4年1月の間のいずれか一月に支払った税抜家賃の1/2を掛けた額（千円未満切り捨て）の3か月分（給付額の上限は10万円。計30万円まで）

### 【申請期限】

令和4年2月28日（月）まで

### 【提出書類】

- ①令和3年8月～令和4年1月のうち、いずれか一月に支払った家賃の額が確認できる書類（領収書、引落通帳の写し等）
- ②賃貸借契約書の写し
- ③売上額を比較できる書類（確定申告書、売上台帳の写し等）
- ④申請日時点において矢巾町内で事業を行っていたことが分かる書類（登記事項証明書、所得税申告書写し等）
- ⑤振込先を確認できる書類（通帳のフリガナ記載欄の写し等）

### 【申請様式】

- ①申請書兼請求書
- ②誓約書

※申請様式については、矢巾町HP（<https://www.town.yahaba.iwate.jp/>）または矢巾町商工会HP（<https://www.shokokai.com/yahaba/>）に掲載しています。

### 【注意事項】

- ・賃貸借契約の相手方が、申請事業者の役員が経営する法人、若しくは補助事業者と生計を一にする者の場合、給付の対象外となります。

### 【申請先及び問合せ先】

矢巾町産業観光課商工振興係 TEL:019-611-2602